

## 《 訂 正 表 》

『2011年版 司法書士 過去問マスター6』において、以下の様な誤りが判明いたしました。お客様にご迷惑をお掛けしたことをお詫び申し上げますと共に、下記のように修正  
いただくようお願い申し上げます。

(平成23年2月4日)

 **東京法経学院**

訂正箇所	訂正内容
p 772 肢アを右の内容で置き換えてください	ア 誤り。一般社団法人は、定款で定めた解散事由の発生により解散した場合には、社員総会の決議によって、一般社団法人を継続することができるので(一般法人150),継続の登記(一般法人309)を申請することができる。なお、これに対し、一般財団法人が貸借対照表上の純資産額が300万円未満となるなどの事由により解散した場合には、かかる事由が解消した後、評議員会の決議により継続することができるが(一般法人204, 202・, 203),定款で定めた解散事由の発生により解散した場合には、継続することができない。

\* 下線部分が訂正箇所です。